

第2号様式(第12条関係)

令和2年度 第1回大和市文化創造拠点等運営審議会(書面開催) 会議要旨

1 開催日 令和2年5月1日(金)～令和2年5月18日(月)

2 場 所 書面開催

3 出席者 委 員 6 名

4 傍聴人数 なし

5 議題 (1)大和市文化創造拠点等指定管理者業務仕様書について
(2)大和市生涯学習センター条例改正について

6 議題に対する意見等

(1)大和市文化創造拠点等指定管理者業務仕様書について

<委 員>

○これだけ複数の施設を総合的に運営するうえで、個々の特性の向上は当然だが、
オール大和的な運営の推進の検討項目が欲しいと思う。

<委 員>

○仕様書タイトルの整理

- ・②-⑤「維持管理業務仕様書」を「やまと芸術文化ホール維持管理業務仕様書」
- ・③「大和市中心林間図書館仕様書」を「大和市立中央林間図書館業務仕様書」
- ・④「大和市渋谷図書館仕様書」を「大和市立渋谷図書館業務仕様書」
- ・⑤「大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター仕様書」を「大和市北部文化・ス
ポーツ・子育てセンター業務仕様書」
- ・⑥「各地区学習センター仕様書」を「各地区学習センター業務仕様書」

○誤字①大和市文化創造拠点等指定管理者業務仕様書の6ページ20行目

「施工不備棟による」を「施工不備等による」

○光熱水費について

- ・⑤大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター仕様書 には光熱水費に関する記載があるがその他の仕様書には記載がない。何か理由はあるのか。

<委 員>

○必要事項が、過不足なくまとめられ、市が事業者に求めている事柄がよくわかる仕様書だと思う。十分に考えられた原案を軸に進めてもらうことに異論はない。

○③大和市立中央林間図書館仕様書の基本コンセプトについて

- ・基本コンセプトは賛同する。
- ・気になるのは、児童書の選本の記載がないこと。
- ・現状はかなり広い分野の本がならんでおり、対象年齢も幅広くとってあるように感じられる。
- ・勿論どの本も子どもたちに伝えたい本ばかりだが、仕様書が複数の事業所の目に触れるかもしれないと考えると、制約の多い図書館を有効活用するためには、児童書の分野や対象年齢などへの配慮が求められること、他館の活用・協力で不足分を補うこと等とコンセプトに入れておくことも大事なことだと思う。

○北部文化・スポーツ・子育てセンター⑤と各地区学習センター⑥の基本コンセプトについて

- ・「地域の生涯学習活動を支える施設」の項の中に“地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させながら”という文言が入るのはなぜなのか。
- ・生涯学習センター業務仕様書の基本コンセプトにはその文言は使われていない。違いがわからないが、この文言は必要なのか。
- ・“生涯学習”というものが住民や利用者が主体的に活動するものであり、事業者は相談を受けたり、必要な助言や支援を行うものと考え、あえて表記しなくても事業者の業務に当然含まれていると受け取ることもできると思う。
- ・「生涯学習」とか「社会教育」がどのような事を指すのかわかりにくくなってきているだけに、主体とサポーターがすっきりとわかるほうがよいと考える。

<委 員>

○勤務形態は適切なのか。

- ・ある部署では、パートナーが次々離職したと聞く。
- ・仕様書(案)の「人員の配置」に適切な勤務形態を定めると記載されているが、人員配置のトラブルを防ぐための対策をお願いしたい。

○市内各施設(図書館等)の一体管理を行っていることで、改善点や利用者の意見を共有でき、民間企業のノウハウが先立つと考えている。仕様書は引き続き質の高いサービスが提供できるよう作成されていると思う。

<会 長>

○文化施設がそれ自体、単立するものではなく、市の特徴を象徴し、目指すところを自己表現し、市民の文化縁を生成強化する装置であるとの考えから、今回に仕様書についてもとめられた意見をまとめた。

○とりわけ、2014年の指定管理者選定から一つのサイクルをへて、施設群が拡大したので、今後の中期的な展望をしっかりと取り込んだ仕様書になるべきとの考えを織り込んでいる。

○②文化創造拠点仕様書について

- ・②-①やまと芸術文化ホール業務仕様書、②-②大和市立図書館業務仕様書、等にそれぞれ、「1. 背景」「2. 基本コンセプト」がある。
- ・②-③大和市生涯学習センター業務仕様書、②-④大和市屋内こども広場業務仕様書、②-⑤維持管理業務仕様書等においては、「1. 基本コンセプト」の立項がある。
- ・性質上、観念的な文言になるのは理解できるが、一方、それらに続いて示される「運営に関する基本事項」以下の具体的記載事項に記載された事業や業務の遂行に、「1. 背景」「2. 基本コンセプト」をいかに活かすかについては、ほとんどの場合特段の項目が例示されておらず、活かした結果を一次的、2次的に評価する視点が乏しい印象がある。
- ・この点は各施設により、濃淡があるだろうが、大和市が文化創造拠点等の一体的

管理をめざして一括して指定管理者選定に臨むにあたり留意したいと思う。

○Ⅰ 管理に関する基本的な考え方に関して

- ・①大和市文化創造拠点等指定管理者業務仕様書の「各施設の設置目的及び理念を十分に理解」(1p.)
- ・対応する立項は②文化創造拠点仕様書にあるが、③大和市立中央林間図書館仕様書以降は立項なし。「基本コンセプト」に包含されているのか。

○「図書館城下町」の考え方 に関して

- ・①大和市文化創造拠点等指定管理者業務仕様書において示され、またその後も頻出する「図書館城下町」の考え方…の記述があるが、2014年の指定管理者公募選定に際しては記憶がなく、ある時点で追加された「考え方」だと思われる。
- ・前回と今回の、考え方の相違にあたるのだが、その考え方を記した文書がみつからない。募集要項には添付されるのか。

○「Ⅰ.背景」の記載内容について

- ・通常、背景というと、それをとりまく環境とその変化、ホールであれば高まる芸術鑑賞行動など、外部環境がこの施設や事業を必要とする事由や、大和市が目指す目標を達成する施策との関連を想定する。
- ・現在の記載内容は、身内のことを述べていて、違和感を感じた。
- ・シリウス誕生までは、20年にわたる大和市民の渴望があったことを学んだので、背景の記述に市民とその長く熱い思いの記載があってほしいと思う。

○連携、融合、相乗について

- ・2014年に現シリウス指定管理者選定に際して、重視した「連携から融合」は、シリウス内に限るのか、他の図書館さらには各地区学習センターまでにも敷衍して考えるのか。
- ・文言の使用法の整理があってもいいかと感じた。

○事業評価について

- ・③大和市立中央林間図書館仕様書、④大和市立渋谷図書館仕様書、⑤大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター仕様書等においては、「Ⅰ.基本コンセプト」の立項があるが、「Ⅱ.運営に関する基本事項」以下に示された具体的記載事項と乖離している印象もある。

- ・②文化創造拠点仕様書にあっては、②-①やまと芸術文化ホール業務仕様書、②-②大和市立図書館業務仕様書、等にそれぞれ、「1.背景」「2.基本コンセプト」がある。
- ・設置目的及び理念にそった事業が実現できているか、その間をつなぐ指標例など、指定管理者（一次評価）と市による評価をつなぐ事項があればと思う（定量的評価への偏り排除）。
- ・なお、事業評価と業務評価の混在は、事業評価を業務の評価で済ませるリスクがあり、外部委員会には事業評価を主にするなど役割を明確にしたほうが、負担が少ないと感じている。
- ・大和市のイメージ変化にどのように寄与したか、については、市の総合計画など他の大きなステージでの調査がいずれあろうかと思うが、評価軸と評価指標はそれにも関連し検討を要するが、「仕様書」の枠をこえるため省略する。

○郷土資料とその考え方について

- ・郷土資料整備の基本は、②大和市文化創造拠点仕様書 p.1 に示された基本方針④が明示している。またこの点は、全国図書館協会においても数十年来くり返されてきた地域に根ざす公共図書館のレゾナートルであり、最近、それを等閑視する傾向がある。
- ・②-②大和市立図書館業務仕様書 p.6 において、その業務概要、内容が明示されています。大和市関連新聞記事のスクラップなど、実施されているのか確認したことがないため、的外れかもしれないが、若干の指摘をしたい。
 - a 収集は市関係機関と連携して実施する、との記載は限定をかけている記載か。
 - b 索引はどこで公開されているのか。ネット上にあるのか。
 - c エフェメラ（パンフレットなど ISBN,ISSN がない資料）の整理と数は。
- ・地域を、他の地域と区別し、特徴を表現できるのは、その地域固有の歴史と文化であることから、収集から蒐集に進化させる動きがある。（例「市民が撮った〇〇の大正と昭和」）
- ・市民参加で写真資料発掘、展示、整理保管、なかには出版の例もある。
- ・これは郷土資料を発掘生成した例だが、それを図書館の業務とするか、生涯学習

の枠として融合した取り組みかは別途考えればよいと思う。

- ・仕様書における郷土資料にかかわる業務概要と内容は、設置者の考え方が反映しやすいので、現状でいいのか、検討してはと思う。

(2) 大和市生涯学習センター条例改正について

<委員>

- サービスの向上、サービスの公平性の確保、多くの人の利用拡大に対応しており良いと思う。

<委員>

- 今般の改定は多くの市民の皆さんが市民交流ラウンジを心地よく利用（利用環境の向上）することを前提とするものと理解した。よって問題なしと考える。

<委員>

- 現状に即した改正と考える。

<委員>

- 2階の市民交流ラウンジの設備を充実させることは大切だが、仕事希望者は静かな環境を求めていると考えられるので、仕切りや個室化等にする事で、利用者層を区別できるのではないか。2階フロアとは違った環境を求めている利用者は、6階フロアを利用いただく等、今後の対応次第では、利用者の満足度向上につながるのではないか。

<委員>

- 大和市文化創造拠点にあっては、各空間がそれぞれのミッションとそれに見合う機能を有して設計、運用されてきた。そのなかで「市民交流ラウンジ」は、「友人との歓談やビジネスの打合せなど」で利用でき、そのために有線 LAN、電源等が用意されている。

利用者の増加にともない、そのつど対応されてきたが、本来の役割使命を拡充するためには、LAN の増設は必須だと考える。とくに個人が創造的な仕事をすすめるうえでの環境を提供するのは、本施設が「文化創造拠点」と自己規定している点からも不可欠である。

- 都心で同様の環境を利用するために要する経費と直ちに比較する必要はないが

設備増設と共にリーズナブルな利用料金を設定することは、「市民交流ラウンジ」本来のミッションをより明確に、より強化する改定であると首肯できる。